特定処遇改善加算

介護職員、福祉・介護職員等の処遇改善について

介護職員、福祉・介護職員の処遇改善は介護職員、福祉・介護職員処遇改善加算の充実に加え、令和元年 10 月には、経験・技能のある介護職員、福祉・介護職員に重点化した更なる処遇改善を行うため、介護職員、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の創設、更には令和３年度の介護職員、福祉・介護報酬改定において処遇改善加算及び特定加算の見直しが行われました。
尚、当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- 現行の介護職員、福祉・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ１項目以上の取り組みを行うこと（令和３年度までは３項目可）
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※介護職員、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護職員、福祉・介護福祉士等の配置等の要件を満たす必要があります。

社会福祉法人三福の各事業所における取組の見える化

「見える化」とは、介護職員、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事とされています。

職場環境等要件について

区　分	当法人としての取組内容
入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。
やりがい・働きがいの醸成	・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施